土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成29年12月１日

大津地方法務局長　阿野　純秀

記

氏名　髙橋　良弘

所属する土地家屋調査士会　滋賀県土地家屋調査士会

登録番号　滋賀第299号

事務所の所在地　滋賀県大津市竜が丘９番６号

違反行為　会則違反等

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成29年12月１日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成29年第５号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成29年12月１日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成26年９月頃から平成27年10月13日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

被告人**今**野五樹らが、業として金銭の貸付けを行うに当たり、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行手口については後記４⑶を参照）。

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

⑴　主な犯罪行為者及びその役割分担

ア　主な犯罪行為者は、**今**野五樹、近藤豊、星正人及び宮澤卓也である。

イ　**今**野五樹は、責任者として貸金業を営んでおり、顧客に対する融資の可否、融資金額を決定し、近藤豊、星正人及び宮澤卓也らは、営業担当者として顧客に対する勧誘及び顧客との面会等を行って、金銭の授受、利息等の回収に当たっていた。

⑵　犯人が用いていた主な通称

「カトウ」、「サイトウ」、「タシロ」、「タノ」、「ダテ」、「ナガイ」、「ヒノ」など。

「アスラン」、「アセット」などの屋号を用いることもあった。

⑶　主な犯行手口

ア　金銭の貸付けについて、ダイレクトメールを送付したり、電話をかけるなどして顧客を勧誘する。

イ　営業担当者が顧客と直接面会し、同顧客の事業実態等を確認するなどして責任者である**今**野が、顧客に対する融資金額、金利及び返済期限等を決める。

ウ　顧客に対し、用意した約束手形用紙に貸付金額及び返済期限における利息額を合計した返済予定額等を記入させて提出させるとともに、有価証券売買契約書と題する文書等を取り交わすなどして手形売買の体裁を装って金銭を貸し付ける。

エ　貸付期間は、10日間から15日間のものが多い。利息を支払うことによって同期間を延長することができるものとしていた（これを「ジャンプ」と呼んでいた）。

オ　金銭の貸付及び回収は、いずれも、手交により行われる。

⑷　犯人が被害者らに対して自己の連絡先として使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）

080―2214―3028、080―2236―0557、080―7753―1396

５　開始決定の時における給付資金の額　金700万円

６　支給申請期間　平成29年12月１日から平成30年２月１日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　**今**野　五樹

⑵　裁判所名　東京地方裁判所

⑶　裁判年月日　平成28年９月９日

⑷　確定年月日　平成28年９月24日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、業として金銭の貸付けを行うに当たり、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領していたものであるが、財産上の不正な利益を得る目的で犯した前記犯罪行為等により得た現金を隠匿しようと考え、氏名不詳者と共謀の上、平成27年10月13日、東京都北区内の被告人が賃借するレンタルルームに、前記犯罪行為等により得た現金700万円を隠匿保管し、もって犯罪収益等を隠匿した。

（罪　　名）　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100―8903　東京都千代田区霞が関１―１―１

東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室

電話番号03―3592―5611（代表）内線4392

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第８０３４７号

東京都中野区本町２丁目46番１号

申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍埼玉県鴻巣市常光1662番地15、最後の住所埼玉県鴻巣市常光1662番地15、死亡の場所埼玉県さいたま市緑区、死亡年月日平成28年10月５日、出生の場所埼玉県鴻巣市、出生年月日昭和46年10月11日、職業不詳

被相続人　亡　水辺　浩一

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂２―３―19　新高砂ビル３階　浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡田　宜智

さいたま家庭裁判所